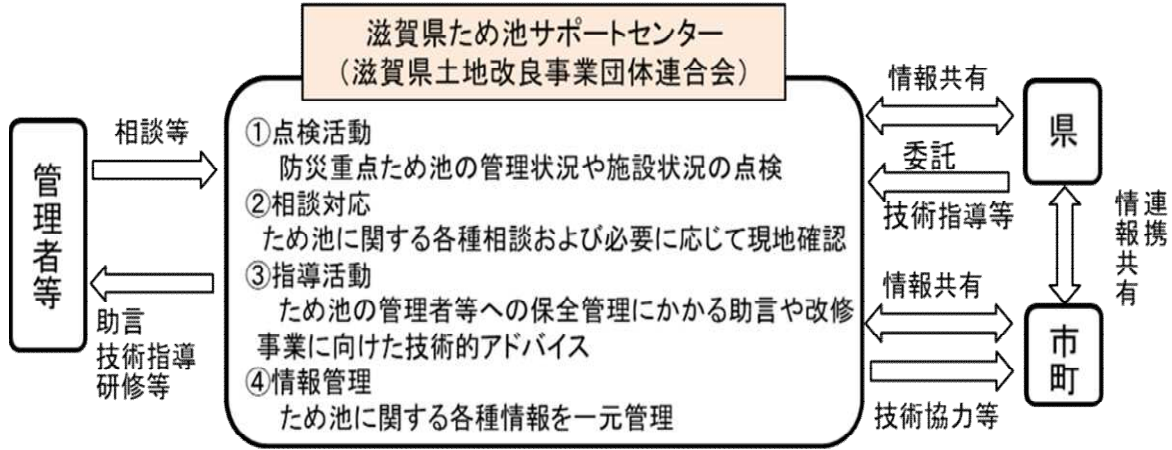


滋賀県ため池サポートセンター

農業用ため池の適正な管理と保全を図るため、ため池管理者等による適正管理を支援し、防災工事等の実施者に対する技術的な指導・助言等の援助を行う「滋賀県ため池サポートセンター」を開設し、支援体制を構築します。



●背景

①ため池に係る災害リスクの高まり

近年、集中豪雨や地震など災害リスクが高まる中、ため池が決壊し人命が失われる事案が発生。

②ため池の老朽化の進行

平成30年に実施した点検で変状のあるため池が407箇所(全体の約3割)で確認されるなど老朽化が進行。

③ため池の管理体制の脆弱化

ため池管理者の高齢化、農家の減少により管理体制が弱体化。

④「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行 (R1.7.1施行)

農業用ため池の適正管理および保全に必要な措置が講じられる。

○防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 (R2.6.12成立)

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進

- 国: 防災工事等の実施に要する費用について必要な財政上の措置を講じる
- 県: 防災工事の実施者に対し、技術的な指導、助言等の援助に努める

<サポートセンターの概要>

○滋賀県土地改良事業団体連合会に設置 ○県から委託(国補助を活用)

<具体的な活動内容>

- ①点検活動: 防災重点ため池の管理状況や施設状況を点検確認
※点検時には、ため池所有者等の立会(協力)を求め、点検結果をフィードバック
- ②相談対応: ため池管理者からの相談に対する対応
※相談内容(管理手法、緊急時の対応方法、防災工事の実施、ため池の廃止など)
- ③指導活動: ①の点検活動を通じたため池所有者等への技術的アドバイスや研修等
※ため池の防災工事、地震・豪雨耐性評価、ハザードマップ等の防災情報、研修など
- ④情報管理: 県内のため池に関する各種情報を管理し、今後の点検・支援活動等に活用
※国が開発した「ため池防災支援システム」(国・県・市町・土連)等による管理

ソフト対策とハード対策を組み合わせ
計画的、総合的な防災・減災対策を推進

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 概要

R2.6.12 成立

目的

(第1条)

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

定義

(第2条)

- 防災工事 : 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事
(廃止工事を含む)
- 劣化状況評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価
- 地震・豪雨耐性評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価

防災工事等

基本指針

(第3条)

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針を策定。

防災重点農業用ため池の指定

(第4条)

都道府県知事は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池を指定できる。

推進計画

(第5条)

都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画を策定。

- 【内容】
- ① 防災工事等の推進に関する基本的方針
 - ② 劣化状況評価の実施に関する事項
 - ③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項
 - ④ 防災工事の実施に関する事項
 - ⑤ 市町村との役割分担及び連携に関する事項
- 等

都道府県の援助

(第6条)

都道府県は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対し、技術的な指導、助言等の援助に努めるものとする。

土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。

〔ため池サポートセンター〕

財政上の措置

(第7条)

推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について国の必要な財政上の措置

地方債についての配慮

(第8条)

推進計画に基づく事業の経費に充てる地方債について特別の配慮

施行期日、法律の失効、検討

(附則)

施行期日 : 公布日から6月以内の政令で定める日 法律の失効 : 令和12年度末
検討 : 施行後5年を目途とした検討